

国立大学法人信州大学と松本秀峰中等教育学校との連携に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と松本秀峰中等教育学校（以下「乙」という。）は、甲と乙の教育に係る包括的な連携及び協力に関し、平成29年7月6日付「国立大学法人信州大学と松本秀峰中等教育学校との連携に関する協定書」を更新し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙の教育の充実及び発展を図り、もって社会に貢献する有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 甲に所属する教員の乙への派遣に関する事項
- (2) 乙に在学する生徒の甲が開講する授業等への参加に関する事項
- (3) 甲に在学する学生と乙に在学する生徒との交流活動に関する事項
- (4) 甲に在学する学生の乙における教育実習生としての受入れに関する事項
- (5) 教育上の諸課題に対応する情報交換及び研究等に関する事項
- (6) その他甲と乙が必要と認める事項

（実施）

第3条 前条各号に掲げる事項の具体的な実施については、甲と乙両者の合意に基づき、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、有効期間終了前に、その期間の連携及び協力内容の評価を行い、甲と乙両者の合意により更新することができる。

（協定の解消）

第5条 甲と乙は、この協定を解消しようとするときは、協定を解消とする日の6月前までに、書面により相手方にその旨を通知しなければならない。

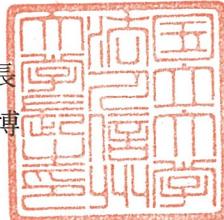
（その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲と乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲と乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和2年 7月 6日

（甲）国立大学法人信州大学長
濱田州博



（乙）松本秀峰中等教育学校長
小宮山淳

